

離島振興法の概要(抜粋)

1. 法第1条(目的)

(下線部:改正部分)

この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

2. 法第1条の2(基本理念及び国の責務)

離島の振興のための施策は、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。

2 国は、前項の基本理念にのつとり、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。

主務大臣は、離島振興対策実施地域の振興を図るため、離島振興基本方針を定めるものとする。

2 離島振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 離島の振興の意義及び方向に関する事項

二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通(廃棄物の運搬を含む。以下同じ。)に要する費用の低廉化その他の必要な措置に関する基本的な事項

三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項

四 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

五 生活環境の整備(廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。)に関する基本的な事項

六 医療の確保等(妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を含む。以下同じ。)に関する基本的な事項

七 介護サービスの確保等に関する基本的な事項

八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

九 教育及び文化の振興(子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。以下同じ。)に関する基本的な事項

十 観光の開発に関する基本的な事項

十一 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

十二 自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項

十三 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する基本的な事項

十四 水害、風害、地震災害(地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。以下同じ。)その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策に関する基本的な事項

十五 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

十六 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関する基本的な事項

3 主務大臣は、離島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、離島振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、離島振興基本方針の変更について準用する。

■ 配慮事項等(法第6、8、9、10条～18条)

- ・ 離島振興に必要な財政上の措置等(6条)
- ・ 公共事業予算の明確化(6条の2、3)
- ・ 地方債への特別配慮(8条)
- ・ 資金確保その他の援助(9条)
- ・ 妊婦支援等(10条)
- ・ 介護サービス確保等(10条の2)
- ・ 高齢者福祉増進(11条)
- ・ 保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減(11条の2)
- ・ 交通の確保、人の往来・物資の流通に係る費用の低廉化(12条)
- ・ 情報流通円滑化及び通信体系充実(13条)
- ・ 農林水産業、その他の産業の振興(14条)
- ・ 就業促進(14条の2)
- ・ 生活環境整備(14条の3)
- ・ 教育充実、高校等未設置離島高校生の通学支援等、公立高等学校教職員定員への特別配慮(15条)
- ・ 地域文化振興(16条)
- ・ 観光振興及び地域間交流促進(17条)
- ・ 自然環境保全再生(17条の2)
- ・ エネルギー対策推進(17条の3)
- ・ 防災対策推進(17条の4)
- ・ 農地法、自然公園法等における配慮(18条)

■ 離島活性化交付金等事業計画(法第7条の2～4)

- ・ 離島活性化交付金等事業計画の作成、当該計画に基づく交付金等の交付等及び活性化に資する事業等の公表

■ 離島特別区域制度整備(法第18条の2)

- ・ 地域の創意工夫を活かした離島の振興を図るため制度の創設を総合的に検討

■ 国土審議会への報告(法第21条の2)

- ・ 主務大臣は、毎年、離島の振興に関して講じた施策について国土審議会に報告。